

令和元年9月 定例会

第1号 (令和元年9月13日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	P1
<input type="checkbox"/> 議事日程	P2
<input type="checkbox"/> 開 会	P3
<input type="checkbox"/> 会期の決定	P3
<input type="checkbox"/> 諸般の報告	P4
<input type="checkbox"/> 議案の上程	P4
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明	P6
<input type="checkbox"/> 一般質問	P10
<input type="checkbox"/> 散 会	P28

令和元年9月		池田町9月定例会会議録			第 1 日	
招集年月日		令和元年9月6日			池田町告示第21号	
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		令和元年9月13日			午後1時30分	
散会 閉会		令和元年9月13日			午後2時47分	
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員		5番	佐野 和彦		7番	飯田 拓見
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	中村 博司		議会書記	梅田 昌美	
	町 長	杉本 博文		町民税務課長	佐野 成美	
	副町長	溝口 淳		農村政策課長	山崎 政弥	
	教育長	内藤 徳博		町土整備課長	長谷川 正喜	
	企画官	高橋 宏輝		保健福祉課長	清水 真盛	
	総務財政課	森川 弘一		教育委員会事務局課長代理	飯田 康彦	
議事日程		別紙のとおり				
会議の経過		別紙のとおり				

令和元年9月定例会日程表（第1号）

令和元年9月13日（金）

午後1時30分 開会

開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
-
- 日程第4 議案第44号 令和元年度 池田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第45号 令和元年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第46号 令和元年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第47号 令和元年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第48号 令和元年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第49号 池田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第50号 池田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第51号 池田町印鑑条例の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第54号 農地等高度利用促進事業（池田清水谷地区）の施行について
- 日程第15 議案第55号 平成30年度 池田町各会計歳入歳出決算の認定について
- 施政方針並びに提案理由の説明
-
- 日程第16 一般質問
- 日程第17 請願文章表
- 日程第18 陳情文章表

閉議

令和元年 9 月 定例会 会議録（初日）

令和元年 9 月 13 日

開始時間 午後 1 時 30 分

○和田議長

本日、令和元年、池田町議会、9 月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

只今の出席議員は 8 名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和元年、池田町議会、9 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は 会議規則 第 122 条の規定により、5 番 佐野和彦君、7 番 飯田拓見君の両名を指名致します。

日程第 2

会期の決定を議題と致します。お諮り致します。

本定例会の会期は、本日から 20 日までの 8 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から 20 日までの、8 日間に決定いたしました。お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため 14 日から 19 日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、13 日と 20 日は本会議、14 日から 19 日は委員会審議のため、休会す

ることに決定いたしました。

日程第3

諸般の報告を致します。

報告第3号 平成30年度 一般財団法人「池田屋」事業報告及び、
収支決算について

報告第4号 平成30年度 一般財団法人「池田町農業公社」事業報告及び、
収支決算について

報告第5号 平成30年度 株式会社「まちUPいけだ」、事業報告及び、収
支決算について

報告第6号 平成30年度 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
以上、4件の報告が参っております。

本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。
本定例会に、すでに配布のとおり議案第44号他11件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長他、関係者の出席
を求めています。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

議案第44号 令和元年度 池田町一般会計補正予算（第3号）

日程第5

議案第45号 令和元年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6

議案第46号 令和元年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算
（第2号）

日程第7

議案第47号 令和元年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

日程第 8

議案第 48 号 令和元年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9

議案第 49 号 池田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第 10

議案第 50 号 池田町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について

日程第 11

議案第 51 号 池田町の印鑑条例の一部改正について

日程第 12

議案第 52 号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について

日程第 13

議案第 53 号 字の区域の変更について

日程第 14

議案第 54 号 農地等高度利用促進事業（池田町清水谷地区）の施行について

日程第 15

議案第 55 号 平成 30 年度 池田町各会計歳入歳出決算の認定について

以上、12 議案を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

（議長 町長杉本）

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、町議会 9 月定例会が開会され、一般会計補正予算をはじめ 12 議案のご審議をいただくにあたり、その概要をご説明申し上げるとともに、町政の諸事についてご報告いたします。

はじめに猛暑が続いたこの夏も、落ち着きいよいよ秋本番を迎えましたが、議員各位には本定例会、全員ご出席をいただき誠にありがとうございます。

ではまず、町政諸事についてご報告いたします。

最初に、新庁舎・新図書館建設につきましては、先の議会において、建設場所については、現文化交流会館付近が最も適しているとの職員提案を報告しましたが、その後の幹部職員との、協議検討においては、さらに踏み込んだ提案も出ていること。さらには町民の中からも事業の促進を図るべきとの声が聞かれることなどから、私といたしましては、仮称：庁舎図書館建設町民委員会なるものを設置し、建設場所の選定、建物デザイン、周辺環境、風景デザインなどの選考などについて、専門家も招き意見を求め、事業を促進してまいりたいと考えております。

10 月末までには、委員を選定し新年度へ向けて事業の促進が図られるよう対応してまいりたいと考えています。

また、令和 2 年度に計画しております。池田町地方創生戦略プランの検証と再策定について、町といたしましては、仮称ではありますが、池田町民地方創生戦略会議なるものを設置し、議論検討を深め、とりまとめていただこうと考えております。

すみか・しごと・なかまの 3 部会制として、40 名程度の委員をお願いし、できれば年内でも設置できればと考えております。

なお、学者やファシリテーターの費用につきましては、12 月議会にてご提案してまいりたいと考えています。

以上町政諸事の報告といたします。

それでは、本日もご提案致しました、各議案の概要について、ご説明申し上げます。

まず、報告第 3 号から第 5 号までの、3 件につきましては、池田町が出資している、一般財団法人「池田屋」、一般財団法人「池田町農業公社」、株式会社「まち UP いけだ」の平成 30 年度の事業及び、収支の状況について、地方自治法の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、報告第 6 号、平成 30 年度 健全化判断比率及び、資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会に報告するものでございます。

健全化判断比率のうち、実質公債費率については、国の定める基準、25%

に対して3カ年の平均値は4.0%となっているほか、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、マイナス表示、つまり黒字となっており、良好な結果となっております。

また、簡易水道特別会計他、2つの特別会計における資金不足は生じていない状況であり、監査委員からも、「特に指摘すべき事項はない」とのご意見を頂いております。

続きまして、議案第44号、令和元年度、池田町一般会計補正予算 第3号につきましては、このたび、歳入歳出総額に6,160万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億4,068万円といたすものでございます。

その主な内容は、1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費におきまして、議員の行政視察経費として89万円を計上いたしました。

次に、2款、総務費、7項、企画費、2目、企画開発費におきまして、池田町の美しい農村風景をこれからも守り育てるため、景観法に基づく景観計画や景観条例の策定を見据え、職員の研修経費として37万6千円を、6目、地方創生推進費におきましては、木望の森100年プロジェクトの推進に向け、最新のバイオマス熱利用施設等の研究経費として30万円を計上いたしました。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、身体障害者福祉費におきましては、精算の結果、前年度補助金に返還の必要が生じたため、323万9千円を計上いたしました。

また3目、老人福祉費におきましては、池田町幸寿苑に非常用自家発電機設備を整備する経費の一部補助として72万9千円を計上いたしました、また、介護保険特別会計への繰出金として、146万2千円を計上いたしました。

次に、2項、児童福祉費、3目、児童措置費におきましては、精算の結果、前年度児童手当補助金に返還の必要が生じたため、80万7千円を、計上いたしました。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費、5目、環境衛生費におきましては、葬祭場の施設修繕経費として111万4千円を計上いたしました。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、19目、有害鳥獣対策費におきましては、有害鳥獣の捕獲経費及び豚コレラ対策経費として461万5千円を計上いたしました。

次に、2項、林業費、4目、林道開設改良事業費におきましては、県単林道開設改良工事として130万円を計上いたしました。

次に7款、商工観光費、2項、観光費、4目新産業開発費におきましては、「ツリーピクニックアドベンチャーいけだ」の中期整備プランの検討に315

万7千円を計上いたしました。

5目、観光情報発信費におきましては、池田町に興味を持ち、池田町と多様に関わる人々、いわゆる関係人口の増加に向けた首都圏でのPR事業に係る経費として、182万9千円を計上いたしました。

次に10款、教育費、5項、社会教育費、2目、公民館費におきましては、要望のあった2集落の、集落センター改修補助として130万7千円を計上いたしました。

9目、能楽文化振興費におきましては、全国新作・創作能面公募展の開催経費として322万8千円を計上いたしました。

次に、8項、認定こども園費、4目、こども園費におきましては、子ども・子育て支援法の改正による、幼児教育・保育に係る保育料及び副食費の無償化の実施に伴い、財源更正をいたしました。

以上、これらの主な財源としまして、11款 国庫支出金で295万円、12款 県補助金で365万7千円、16款 繰越金で5,590万3千円他をもって、調整いたしましたものでございます。

次に、議案第45号、令和元年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成30年度分の療養給付費交付金の返還が生じたことから、償還金4,712千円を追加し、歳入歳出の総額を3億2,577万8千円といたすものであります。

次に、議案第46号、令和元年度、池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算第2号につきましては、このたび、394万6千円を追加し、歳入歳出の総額を1億8,607万8千円といたすものであります。

その内容は、1款、総務費、1項、総務費 2目、施設管理費において、池田町診療所の温水器の修繕、医師住宅の電気引き込み線の老朽化修繕として、1,138千円を、2款、医業費、1項、医業費 1目、医療用機械器具費において、超音波画像診断装置の機器更新費として2,808千円を計上いたしました。

次に、議案第47号、令和元年度、池田町簡易水道 特別会計補正予算 第2号につきましては、1款、事業費、1項、施設管理費 1目、施設管理費において、下地区簡易水道浄水場の水位低下対策工事として3,722万1千円を追加し、歳入歳出の総額を2億701万円といたすものであります。

次に、議案第48号、令和元年度池田町介護保険 特別会計補正予算 第2号につきましては、消費税引き上げに伴う低所得者対策として介護保険料の軽減策を講じるとともに、介護給付金等に精算に伴う返還金が生じたことから、

799万1千円を追加し、歳入歳出の総額を4億3,840万9千円といたすものであります。

次に、議案第49号、「池田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定」及び、議案第50号、「池田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定」につきましては、多様化する行政需要に対して、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、適時適切に人材の活用を可能とするとともに、その任用についても適正化を図るべく、必要な規定を整備することを目的として提案するものでございます。

次に議案第51号、「池田町印鑑条例の一部改正」につきましては、住民基
きゅうじ
本台帳施行令の一部改正に伴い、旧氏での印鑑登録や、印鑑登録証明書等に旧氏を併記できるように改正するものでございます。

次に、議案第52号、「池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正」につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育・保育に係る保育料及び副食費の無償化等が実施されることに伴い、当町においても規定を改める必要があることから条例改正するものでございます。

次に、議案第53号、「字の区域の変更」につきましては、池田東俣土地改良事業共同施行で実施した圃場整備による換地処分に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法の規定により、提案するものでございます。

次に、議案第54号、「農地等高度利用促進事業（池田清水谷地区）の施行」につきましては、清水谷地区において、農業生産基盤の再整備と農村生活環境基盤の整備を行いたいので、土地改良法の規定により、提案するものでございます。

次に、議案第55号、平成30年度、池田町各会計、歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昨年度の決算の状況を議会に提出し、認定を受けるものであります。

その概要につきましてご説明申し上げます。まず、一般会計におきましては、歳入は36億8,726万円余、歳出は34億482万円余となりました。

収支結果につきましては、翌年度への繰越金も加味した収支である実質収支が2億1,619万円余の黒字、となっております。

続きまして、特別会計の決算につきましては、国民健康保険特別会計など7会計における、歳入合計は13億6,232万円余、歳出合計は13億1,068万円余であり、差引5,163万円余の黒字となりました。

また、基金については、財政調整基金が13億1,962万円余となっており、基金総額としては、35億6,552万円余となっております。

なお、これらの決算の内容等につきましては、去る8月1日から3日間にわたり、監査委員の監査を受け、適正である旨の審査意見を頂いたところでございますので、併せてご報告いたします。

以上、本日ご提案いたしました議案の概略についてご説明申し上げました。何卒、十分ご審議の上、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田議長

日程第 三

一般質問を行います。これより、通告順により発言を許します。

宇野 邦弘 君

○宇野邦弘議員

(議長、宇野 邦弘)

○和田議長

宇野 邦弘 君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます。大きく4点について質問します。

まず、1点目、この10月から国の制度として、幼児教育・保育の無償化が始まります。

しかし、認定こども園に通っているすべてが、無償になるわけではありません。無償化から副食材、おかず代は原則外されています。

また、無償化対象は3歳から5歳児だけで、保育料が高い0歳から2歳児は住民税非課税世帯のみの無償化です。

池田町では国の定める保育料水準額の半分程度の保育料となっています。

負担軽減のために、保育料および副食費おかず代は、第2子は半額、第3子以降は無料として実施しています。

お聞きいたします。今回の制度改正による保護者負担の軽減はどれくらいになりますか。今議会に提出されている一般会計補正予算の国支出金が90万6千円増え、町の特定期源が同額減らされています。これは来年3月までの半年分ですから、年間180万円となります。この額がいわゆる保護者負担が軽減されると考えていいのでしょうか。

今回の法改正により、池田町では3歳以上の方は、保育料は新たに、3歳以上の方で保育料が新たに24名無償になる。計算しますと9万8千550円、副食費では新たに15名、月3万5千円、認定こども園ですので、3歳以上のこどもについては、14時以降は保育園での一時預かりになり、この額月1万6千円、この3つ併せて、14万9千円550円になります。1年間で倍にしたら180万円相

当と試算されます。今年度は国補助、来年度以降は地方交付税措置ですが、この額で合っているのでしょうか。

全国的には、従来の市町の保育関係の支出が減り、いわゆる財源が浮くということがあります。池田町の場合は、全員1号認定なので、浮く財源は無いのですか。

国の補助対象や、池田町での補助対象になっていない部分を、この際町の補助対象にしませんか。

今までも国や県の補助に上乗せして子育て支援にがんばってきた、池田町でこそ副食費の全員の無償化、送迎バス料金、昨年度決算では16万円余となっていますけど、こうした負担軽減に踏み込むことを求めます。

見解をお聞きします。

元々この無償化には大きな問題があります。財源が消費税だということです。

保育料が完全に無料化になっても、小学校に上がって何年か経てば、消費税増税分でちゃらになってしまいます。少子化対策どころではありません。ますます負担が増えるだけです。

消費税増税に頼らない、今後の無償化政策の抜本的な改善も求めて2点目の質問に移ります。

2点目は、高齢者の加齢性難聴に対しての補聴器導入への助成策をとる自治体が今増えています。

高齢化率43%と高いこの池田町こそこうした支援の制度を創設すべきではないですか。

町長の見解を伺います。

現在、身体障害者手帳の対象となっていない、軽中度の難聴者には、全額自己負担です。保険適用はありません。そのため多くの軽中度の難聴者は、年だから仕方がないとあきらめているのが現実です。

お聞きいたします。池田町で手帳交付による、補聴器装填者は何人いますか。

また、補聴器は付けていないが、何人ぐらいが軽中程度の難聴者だと考えておられますか。

こうした軽中程度の難聴者への、補聴器補填の問題ではどのような指導をなされておりますか。70歳以上の高齢者の半数が加齢性の難聴者だといわれています。

難聴になると家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や、人と会う機会も減ってしまう場合も少なくありません。難聴者への聞こえの支援拡充は生活の質を向上させる上でも重要な課題です。

難聴になったらなるべく早く補聴器の使用が、聞こえの改善にとって大切です。加齢性難聴は、最近では鬱病や認知症の原因にもと考えられているとのこ

とです。しかし補聴器は15万から30万、両耳だったら45万から50万。保険適用外のため本当に高負担になっています。

全国補聴器工業会の調べでは、難聴者は1430万人を上回っているけども、補聴器を付けておられる方は、14%。こういうレベルだといわれています。

欧米ではいろんな公的補助があり、欧米に比べたら日本の補聴器補填率は低いそうです。

国の制度を待たず、全国の自治体の中ではこうした助成制度を進めている訳です。

6月越前市議会ではこうした加齢性難聴の公的補助を求める意見書も全会一致で採択されています。是非、国や県の制度を待たず、池田町でのこうした助成制度を創設していただきたい。町長の見解を求めます。

3点目は、足羽川ダム二期工事の計画中止を改めて求めたい。

足羽川ダムの事業費が、今進められている一期工事ですけれど340億円もふくれあがりました。地滑り対策や法面对策、付け替え道路、地下水の排水対策など、事業進捗に伴い新たに180億円。公共工事関連単価の変化などで、187億円の社会的要因増。一方コスト削減も導水トンネルの若干の縮小化など27億円ありますが、差し引き340億円も膨れあがった。池田町の負担はありませんけど県の負担は100億円増えています。

最初は900数十億円だった事業が、1,300億円もの大事業に膨れあがっているんです。こうした一期工事の現状を見ても、新たに導水トンネルを足羽川本流赤谷川とか3本部子川のダムのところに設けるという第二工事、これは本当に、一期工事はもうすでに進んでいるやむを得ないとしても、全く計画段階の二期工事、これは本当に無駄な大型事業になりかねません。

4年前の9月議会で私の同趣旨の質問に対して町長は、町は整備計画である一期工事だけでなく、長期計画の二期工事も苦渋の選択として認めたんだ。こう答えましたが同時に一般論ですが、どんな事業でも具体化するそれぞれの段階で見直しはあり得ると答弁なされています。今の経済優先も変わりました。一期工事の額も今後さらに増えかねません。

昨今のゲリラ豪雨、どこにどんな豪雨が降るのかわからない。例えば導水トンネルを作っても、その導水トンネルの取り入れ口の上流に、どーんと降った場合しか効果はない。今の状況の下で、改めて二期工事の中止を国県に求めるよう、町長に求めたい。

国土交通省の中でも、二期工事は無理だろう。こうゆうことを私的に語る方もいると聞いています。町長もう二期工事はやめる。このことを改めて求めていただきたい。

最後に、会計年度任用職員の導入に関わる問題です。

全国でも、池田町でも、自治体の非正規職員が増えている。同じ仕事をしながら、待遇悪く、官製ワーキングプアとして大問題になっています。

今回の法改正に伴う、池田町での条例改正などもこうした現実を肯定して勤務実績や、能力に応じて、正規職員か正職員かを図るのではなくて、自治体の大事な相当部分を非正規労働者で賄っている現状を正当化するものではありませんか。

2006年から2016年までの10年間で、自治体正規職員は26万人減っています。

逆に非正規職員は21万人増えています。正規職員が非正規職員に置き換えられています。住民の命と暮らしや権利を守る自治体の業務は、恒常的で専門性が求められています。行政コスト削減を口述に、非正規化が進んだ結果です。

町長は、この現実をいかがお考えでしょうか。おかしいと思いませんかでしょうか。池田町の正規職員と非正規職員、嘱託、パートを含めてそれぞれこの10年間、どう変化しているのかお聞きいたします。

また、非正規職員の退職年齢、現在の規定はどうなっており、会計年度任用制度移行後はどうなるのでしょうか。お聞きします。

今回の法改正と、条例制定によって、こうした嘱託職員、パートタイムの待遇はどう改善されるのですか。意思のある全員が会計年度職員として採用されていくのでしょうか。

非正規職員は、一般事務はもとより、保育、給食、図書館、本格的な恒常的勤務になっています。池田町でも大きな役割を發揮されています。

しかし、給料は正規の1/3から半分程度、何十年働いても昇級はなし、通勤手当、各種手当でも不十分です。

今回の法改正では、一面では、非正規職員にも期末手当を支給するなどの、部分的改善はありますが、給与水準は低いまま、同じ公務労働者の中でも、分断と差別を固定化するものではありませんか。

池田町の嘱託職員の平均年収はどれぐらいで、任用職員になったらどれぐらいになると試算されていますか。

会計年度任用職員にはフルタイム職員と、パートタイム職員に分かれることになっています。池田町ではこの10月から現在の非常勤職員の説明を進め、12月には選考するということですが、フルタイムとパートタイムの境界線、線引きをどう考えていますか。

パートの基準は1日7.5時間ですが、新しい制度では、フルタイムには退職手当が支給できますが、パートタイムにはありません。池田町の嘱託職員、33名、社会保険適応のパート7名、その他にも多くのパート労働者がおられますけども、こうした33名とパート7名の方は、最初から会計年度任用職員の対象になるのですか。

また、社会保険になっていないパート扱いの方は対象外なるのですかお聞きします。

基本的にこの方達が希望すれば、会計年度任用職員に移行すると考えていいのでしょうか。会計年度任用職員は会見年度毎、つまり一年毎です。

総務省のマニュアルでは、会計年度任用職員の再度の任用もあり得るとしてあります。当然ですが、わざわざそれに付け加えて、長期にわたって継続して勤務できると誤解を招かないように、わざわざこんな文言まで追加しています。

給与は低いけれど、何年間ここで働きたいと思っても、毎年来年は働けるだろうか。来年はどうなるだろうか不安の繰り返しになりかねません。こうした総務省の方向について、町長はどう思いますか。

会計年度任用職員になったら、公務上の義務、規律人事評価が適応され、正規職員と同じ義務が生じます。フルタイム会計年度職員には、兼業禁止が適応されます。

労働条件面で非正規との格差を残したまま、義務や規律だけは正規職員と同じだということです。

フルタイムについての期末手当や、退職手当も支給できるとしてはいるが、これは池田ではちゃんと支給するようにしますか。こうした職員の退職年齢の規定は、一年ごとの雇用ですから、もうなくなっちゃうのでしょうか。

総務省の地方公務員の臨時、非常勤職員および任期付職員の任用等のあり方に対する研究会での報告書では、常勤職の本格的業務として、常勤職は典型的には組織の管理・運営に関する業務や、財政の差し押さえ、許認可など権力的業務が想定されるとしています。平たくいえば、正職員は権力的業務中心に、住民との接点は、不安定雇用の会計年度任用職員、こういう流れのもとでの今回の法改正であり、条例改正になる。これでは住民生活と地方自治の本来の自治体でなくなってしまうかねない。こういうことも踏まえ体制改善、必要人数は正規職員として維持、採用する。こういうことを求めて、質問とします。

○総務財政課長

(議長、総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

私より、宇野議員のお尋ねの、会計年度任用職員制度導入のご質問にお答えいたします。

全国の地方公共団体で、多様化する行政需要に対応するため、臨時、非常勤

職員が増加しております。

しかし、採用の方法は明確でなく、適正な任用が確保されていないことや、正規の常勤職員との給与面での格差など、様々な制度上の課題が挙げられてきました。今回の会計年度任用職員制度の導入は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、全国統一的に行われるものであり、非常勤職員が地方行政の重要な担い手となっている中で、任用等の明確化および給与面を改善していくものであります。

同一労働、同一賃金への進展につながるものと考えております。

ご質問の再度の任用については、同じ職の任期の延長または、同一の職への再度の任用ではなく、あくまでも新たな職に改めて任用されたものと整理するものとなっております。毎年度業務の見直しや、各職の必要性を充分吟味するとともに、平等取り扱いの原則や、成績主義も踏まえ、能力等の実証を行った上で本人の意思を確認し、再度任用を行うことが求められています。

また、役場全体の業務のあり方や、長期的計画的人材の育成等を考える上では会計任用職員の身分の処遇の固定化は避けるべきと考えます。

次に職員数の推移についてのご質問ですが、平成31年4月1日の職員数は、正規職員77名、嘱託パート職員37名となっております。

平成26年は、正規職員68名、嘱託パート職員24です。

平成21年は、正規職員65名、嘱託パート職員16となっております。

池田町の場合、嘱託パートも増えておりますが、正規職員も増えております。

なお、嘱託の退職年齢については60歳となっております。会計年度職員については検討中です。

次に会計年度任用職員制度に伴う待遇改善ですが、フルタイムの会計年度任用職員であれば、地方公務員共済制度の適応や、退職手当支給の対象になります。パートタイムの会計年度任用職員であっても、勤務時間、報酬等の条件を満たせば、厚生年金保険および健康保険の適用となります。

また、現在の嘱託職員の年収ですが、多くの職員が200万～300万円の間となっております。制度の施行後は新たな給料表に基づき算定することとなりますので、どの程度になるかは現時点でお答え出来ません。

ただし2.6ヶ月分が支給可能となる期末手当につきましては、池田町の場合、現在2.3ヶ月分の期末手当を支給しておりますので、残り0.3ヶ月分はふえるということになります。

次に短時間勤務の職員についてのご質問ですが、短時間勤務の職員であっても、服務規程に基づく義務を課す必要がある職の場合は、会計年度任用職員となります。そのため大半の職員は、会計年度任用職員に移行するものと考えます。その際に、フルタイムで勤務が必要な職員については、フルタイムで雇用

を、フルタイムより短い勤務でも可能な職員についてはパートタイムでの雇用となります。なお選考については面接、書類選考が考えられます。

また、来年度の会計年度任用職員の職を設定するに当たっては、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、各種の必要性を吟味した上で適正な人員配置に努める必要があると考えています。

最後に、正規の常勤職員については、定数が83名と、職員定数条例にて定められており、この定員を超えて採用は出来ないことになっています。

また、会計年度任用職員の、職を定め採用する人材につきましては、正規の常勤職員として採用することもできます。しかし本会議に一般職の任期付採用職員の採用等に関する条例を提案しております。専門的な知識・経験が必要となる業務がある場合には、複数年の任期が補償された職員として採用することも可能です。

また、会計年度任用職員であっても、競争試験を受験することにより、試験結果によっては正規職員となることも可能です。

以上、宇野議員のご質問のお答えとします。

○保健福祉課長

(議長、保健福祉課長 清水)

○和田議長

保健福祉課長 清水君

○保健福祉課長

私から、加齢に伴う聴覚障害者の補聴器の件についてお答えをさせていただきます。

まず、補聴器の購入状況でございます。町内で聴力レベルが70デシベル以上で、聴覚障害の認定を受けている方が25名いらっしゃいます。そのうち12人の方が国の制度を利用して補聴器を購入されています。

次に、聴力レベルが25デシベル～70デシベル未満の軽度・中度の聴覚障害者につきましては、調査が困難であるために現在把握はしておりません。

次に、加齢による難聴改善の指導につきましては、現在行っておりませんが、生活の不具合を軽減する目的で、専門医への早期の受診、また集音器などの福祉用具の紹介などをさせていただいております。

最後になりますが、国では聴覚レベルが70デシベル以上の聴覚障害の認定を受けている方に限りまして、補聴器の購入助成を行っております。改めて助成の創設を国に求めることは現在のところ考えていないのが現状でございます。

以上、宇野議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○町土整備課長

(議長 町土整備課長 長谷川)

○和田議長

町土整備課長 長谷川君

○町土整備課長

私より、宇野議員からお尋ねの、足羽川ダム建設事業の2期工事の計画の中止を求めるご意見についてお答えします。

2期工事の足羽川、割谷川、赤谷川の導水工事については、平成19年2月の河川整備計画において、将来整備される施設と承知しております。

これに対し、池田町から何か意見を述べる場面ではないと考えております。

以上で、宇野議員へのお答えとさせていただきます。

○教育委員会事務局 課長代理

(議長 教育委員会事務局 課長代理 飯田)

○和田議長

教育委員会事務局 課長代理 飯田君

○教育委員会事務局 課長代理

私からは、幼児教育・保育の無償化についてのご質問についてお答えさせていただきます。

1点目、今回の制度改正に伴う保護者負担の軽減は、全体でどれぐらいかとお尋ねですが、宇野議員からもご説明があったとおりでありまして、今回新たに無償化になるのは、3歳から5歳の幼児が対象となります。

保育料が24人分で、月9万8千円、一時預かり保育料が29人分で、月1万6千円、副食費が15人分で、月3万5千円という内訳になります。

本年度は、10月からの半年間が対象で、計約90万円が保護者負担の軽減となります。

2点目に、従来、町で負担していた経費は、浮く財源になるのかとお尋ねについてですが、今回の無償化に伴う町の負担分については、今年度は国の臨時交付金が交付されます。交付額決定方法の詳細につきましては、現在検討中ではありますが、今年度の交付額は、今回無償化の対象額が交付額になるとのことです。

町の施策で軽減していた経費は、交付額に算定されませんので対象額より多く交付されることは無く、浮く財源にはなりません。

なお来年度以降については、現在のところ未定です。

3点目に、副食費の全員の無償化や、送迎バスの無料化などの町のさらなる支援をとのご意見ですが、受益者負担の原則に基づき引き続き応分の負担をお願いしていきたいと考えています。

以上、宇野邦弘議員からの回答とさせていただきます。

○和田議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野邦弘議員

(はい 議長)

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議委員

いくつか、町長の考えをお聞きしたんですが、是非町長からの私が聞いた点でのお考えをお聞かせいただきたいというのと、あと補聴器問題では、WHO世界保健機関ではね、41 デシベル以上で補聴器が必要だと、40 デシベルというのはちょっと話が聞きづらい時があると、軽いうちから補聴器装填で、しかもいろいろと調節も必要ですので、そういうのが世界の流れです。是非、池田町でもそういう点を踏まえていただきたいと思います。

特に町長さん、ダム2期工事問題について見解をお聞きさせて下さい。

課長と同じですか。

○町長

(議長 町長 杉本)

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

先ほど長谷川課長がお答えしたとおりでございます。

○宇野邦弘議員

(はい 宇野邦弘)

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

非常に残念ですので、是非今後さらに検討を深めていただきたいと思います。

これで終わります。

○和田議長

これで宇野邦弘君の一般質問を終わります。

○和田議長

次の質問者、宇野一正君

○宇野一正議員

(議長 宇野一正)

○和田議長

宇野一正君

○宇野一正議員

平成 26 年に空き家対策の推進に関する特別措置法が施行され、この法律は適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に関し、国による基本方針の策定、市町村による空き家対策計画の作成、その他空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域振興に寄与することを目的とする。となっています。

空き家とは 1 年以上住んでいない、または使われていない家と定義しています。

今、池田の空き家状況を見ると、1. 別荘に使う家 2. 物置として使う家 3. 完全に放置した家 4. 税金が高くなるからそのまま置いている家 5. 売買を考えている家 6. 賃貸を考えている家 7. 無償譲渡したい家 などに分けられると思います。

さてお尋ねします。池田町には、空き家が何軒あって、その中で危険な建物(家、車庫、蔵、倉庫)がどれぐらいあるのでしょうか。町はどのように把握しているか教えていただきたい。

まず対策をとらなくてはいけないのは、子ども達の通学路に面したところにある、倒壊しそうな建物の除去、風が吹いても倒壊しそうな建物があげられます。

次に、完全に放置した家や車庫や倉庫の除去があげられます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法による解体を拒む所有者には、行政代執行による強制解体ができるようになりました。

しかし、池田では強制代執行はなじまない方法だと考えます。

危険な建物の所有者の方々に話を聞くと、年金生活者には解体にお金をかけられない、解体費用が高い、解体すると税金が上がるのではないか、相続したくない、お金が無い。といった答えが返ってきました。

しかし、中には田畑山を売れば解体費用に当ててもよいという人もいます。

法律に基づく策定は今年の3月現在、都道府県市町村の6割の自治体で計画が策定済みであり、策定予定は3割あるようです。

福井県内はほとんどの自治体で条例が出来ているようですが、池田町はまだ条例が出来ていません。

早く条例尾制定し、空き家等の解体に池田町も補助金等を出して空き家等に対する具体的な取り組みが必要だと思います。

次に、町所有の富田家住宅は近年あまり使用されていないように思われるが、今後どのように活用していくかお聞きしたい。

また蔵の漆喰の崩落が見られるが、修復は考えているのかお聞きいたします。以上です。

○総務財政課長

(議長、総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

私より、宇野一正議員お尋ねの、空き家対策のご質問にお答えします。

まず、空き家等の現状把握については、3年毎に消防署が実施する、空き家実態調査を活用しております。

空き家としては87棟、そのうち建物になんらかの損耗が見られる空き家が26棟となっております。

次に、空き家解体に補助金を出してはどうかのご質問に対してですが、空き家対策は本来所有自身の責任で行うもので、安易な助成はモラルハザードを引き起こす可能性があるといわれています。

また、空き家問題は、役場だけが担うものではないと考えています。集落や地域が、地域の課題として所有者と一体となって取り組んでいただきたい問題だと認識しております。

特に管理不全な空き家となる前に、予防や利活用、適正管理について地域で検討していただき、空き家予防につなげていただきたいと思います。そのための地域課題解決に向けた活動を支援する、自治再興交付金事業も用意しております。

また町としても、管理不全となる前の取り組みが重要と認識しており、暮LASSL事業を通じ、空き家の流通促進を図っています。

空き家バンク事業では、所有者向けに、バンクへの登録の呼びかけを行っています。他にも住宅を住みやすく改修できるよう、各種住宅改修補助制度を設けるなどし、空き家数の増加を抑制する事業を実施しています。

最後に、富田家住宅についてのご質問ですが、現在、富田家の今後の利活用を図る上での基礎データとして耐震診断を実施しました。

今年度中には、活用方法を検討し、改修プランの策定を行う予定です。

以上、宇野議員のご質問のお答えとします。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、宇野一正君よろしいでしょうか。

○宇野一正議員

(はい 議長 宇野一正)

○和田議長

宇野一正君

○宇野一正議員

今、森川課長から答弁いただきましたけれど、南越消防組合の調査では、何年にしたかわからないですけれど、僕が見たところ、危険な建物が池田全部で40数件あります。特に子ども達の通る道端に、超危険な建物が1軒ある。

早急に、何とか改善していただかなければ、もしその建物が壊れた時には、誰かが被害を受けるのではないか。1つよろしくお願いします。

もし後でよろしければ、場所の提出をします。

○和田議長

次の質問者、丸石純一君

○丸石議員

(議長 丸石)

○和田議長

丸石純一君

○丸石議員

丸石純一でございます。

暮 LASSEL 事業と危険家屋について質問させていただきます。

今年3月定例会での、杉本町長の施政方針で、空き家、廃屋対策や、地域自治の再興においては、交流人口から関係人口への高度化、暮ラッセル事業のビジネス化においては、遅れや、未熟な点が課題となっているとありました。

大きくこの課題について、2つ質問をさせていただきます。

H28年10月からはじまり、現状として登録件数や利用状況として暮 LASSEL 事業はどのような現状でしょうか。

また、私自身が調べた範囲では、暮ラッセル利用した人や集落の反応など現時点でフィードバックする方法は無かったと思うのですがいかがでしょうか。

暮 LASSEL 事業をよりよいものにするため、また池田町を好きになってもらうため、そして町民が受け入れをより勧めていけるように元の持ち主や、現在の持ち主、そして集落へのアンケート調査を実施する必要があると考えますがいかがでしょうか。

また宇野一正議員とかぶる質問となりますが、私からももう一度質問させていただきます。

暮 LESSEL でも扱えない危険家屋が池田町に何箇所あるのか把握する必要があると考えています。先ほど87棟という回答もありましたが、去年の12月の議会で宇野議員の一般質問の回答で、池田町では空き家解体の補助につきましては、道路に面した安全確保の面、また良好な景観を守るためにも検討が必要かと存じますが、解体後の空き地や地域活用の関連付けや、個人のモラルハザードなどの問題を含めて、どのような制度が可能か、検討をすすめるとなりました。景観条例もしくは、解体補助などを検討する上でも先ほど出ましたが、まずは把握をする必要があると考えております。

これにつきましては、確かに消防の方では確認はとっておりますが、実際、地域の中での意識共有というものが必要になってくると考えております。

提案ではございますが、現状把握などは区長会で意見を聞くなど、各集落で危険と認識している、もしくは景観上どうにか対処してほしいという、家や車庫があるか。まずは意見を集める必要があると考えますがいかがでしょうか。

つづいての質問に入ります。

池田町起業支援事業補助金について、経営高度化支援型質問させていただきます。

補助金の額の合計を350万円以上から700万円以内といった内容の補助金ですが、要綱に観光関連産業など池田町の地域課題解決に寄与すると認められた

事業とありますが、要綱が曖昧過ぎるのではないのでしょうか。

要綱要件を満たせば、補助金を出すべきだ、とっている訳ではございませんが、曖昧のままの要綱だと、補助金を出す、出さないの判断が主観的判断ではないのかと思ってしまうのも事実です。

額面が大きく、ただ出すだけ、後は知らないというのではなく、補助金を出すからには、一緒に伴走するというぐらいの仕組みを作っていく必要があるのではないのでしょうか。

また、補助金の提出時期を絞ることや、年間1件だけというふうに、今補正予算でしか対応していないものを、最初から予算化するなど、より活用してもらいやすく、見えやすい補助金として工夫していくべきだと考えていますが、どのように考えますか。

また、これらの補助金を活用したい、池田町の補助金を活用したい、もしくは活用した多くの事業者が、商工会などで行われる、伴走型小規模業者支援推進事業で、地域のことを考えながら計画を立てているのはご存じでしょうか。

こういった団体と事業と連携しながらこの起業支援補助金を活用していくべきではないのでしょうか。

頼れるところは頼る、一極集中ではない、そういった行政の役割を期待します。以上です。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

私より、丸石議員お尋ねの暮LASSEL事業についてのご質問にお答えします。

まず、暮LASSEL事業では、空き家管理事業と移住定住事業を実施しております。

空き家管理事業では、空き家の情報収集と発信、貸借計画に向けたマッチング事業、空き家所有者への啓発事業を実施しております。

また、移住定住促進事業では、移住定住の総合窓口事業として、移住定住情報の発信、仕事情報の紹介、空き家改修補助、新築補助等の紹介、子育て支援情報等の紹介、受け入れ移住定住支援町営住宅運営管理等を行っています。

ご質問の暮LASSEL空き家バンクへの登録件数については、空き家20軒、空き地5件となっています。

これまでの貸借契約の誓約数は14件というふうになってございます。

移住定住の総合窓口事業の、受け入れ移住者定住支援については、集落や地域他の移住者との交流支援等を行うこととしておりますが、この部分については十分な活動が出来ておりません、どのような取り組みを行うのか今後の課題としております。

また、危険空き家の状況把握については、宇野一正議員へのお答えしたとおりであります。平成29年7月に集落実態調査を実施しております。集落実態調査で集落での空き家等の調査を行っています。

32集落から回答がありましたが、空き家等の管理状況の質問では、ほとんど管理されていない建物は25棟、管理されているかわからない建物は21棟としています。

また、空き家があると答えた26集落のうち25集落は空き家の所有者を把握しており連絡も取れると回答しています。

移住者を受け入れることについては、23集落が受け入れたいと回答しており、移住者の受け入れが空き家の有効活用につながると考えている集落もあります。このように集落では空き家の把握をしておりますので必要に応じて情報の提供を求めていきたいと考えております。

繰り返しになりますが、空き家の対策については、強制的な除去だけでは解決できない問題でもあるため、集落や地域も空き家対策の主体となり取り組む必要があると考えています。

以上、丸石議員のご質問のお答えとします。

○農村政策課長

(議長 農村政策課長 山崎)

○和田議長

農村政策課長 山崎君

○農村政策課長

私の方から、丸石議員の起業支援に関する質問にお答えさせていただきます。

池田町起業支援事業につきましては、町内小規模事業者を対象に補助金を交付しているところです。

補助対象事業としては、インターネットショップ、インターネットストアの事業を除く、池田町の地域資源を活用した観光関連産業と福祉サービスを地域課題の解決に寄与するものとしております。

問い合わせにつきましても、この旨の説明をしております。なお事業の申請におきましては、その内容、目的、資金調達、事業性をヒヤリングして、銀行、経営コンサル等による審査を経て決定することとしています。

なお、事業施行以降 10 件の問い合わせがございまして、このうち平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件、合計 3 件、補助金額といたしまして 1,782 万 2 千円の実績となっているところであります。

また、先ほど期限を決めてというご意見がございましたが、期限を定めることにより無理な申請となることも考えられることから、必要に応じて予算を計上したいと考えております。

以上、丸石議員の質問にお答えさせていただきました。

○和田議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、丸石君よろしいですか。

○丸石議員

(議長 丸石)

○和田議長

丸石君

○丸石議員

暮 LASSEL 事業のことで、もう 1 つ確認をさせていただきます。

先ほど、総務財政課長の方から、アンケートなどは行っていないといった趣旨で回答いただいたと思うんですが、これについてももう少し、把握していないといった状況では大変な状況だと考えています。

池田町は都市部に比べて、どうしてもご近所付きやいが大事になってきます。

しかし、都市部から来た人は、この感覚に戸惑うこともあります。逆にご近所になる方も戸惑うこともあるかと思えます。昔からの集落の慣習や集落毎に違う区費など、必ずしも全てを知ってその集落に入る仕組みにはなっていないと思えます。

もちろん全てを伝えるのは、暮 LASSEL 事業の中では厳しいと思えますので、早急な対応策、現状把握だけでもやるべきだと考えております。いかがでしょうか。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

先ほど、平成 29 年 7 月には集落实態調査というものをさせていただきました。

そして、その移住者と集落、地域との交流とか、そういう点につきましては、確かにこの部分につきましては、今のところ十分に暮 LASSEL が活動しているかといったら、ちょっと出来ていない点がありますので、その点についてはもう少し、暮 LASSEL として十分な取り組みが出来るように努めていきたいと考えています。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、丸石君よろしいでしょうか。

○丸石議員

(議長 丸石)

○和田議長

丸石君

○丸石議員

29年7月ということでしたが、今現在、令和元年9月、それから数えると30年、31年と2年ほど経過しております。暮 LASSEL 事業が始まったのも28年と聞いておりますので、そこから14軒ほどの誓約というか、入ったとということで、この14軒早急にまた、現状問題が起こっていないとは思いますが、そこについてもどうか、なるべく把握してください。以上です。

○和田議長

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。

質問ありませんか。

これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほど、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。これをもちまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっています、議案第44号から議案第55号までを、会議規則第38条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

日程第 17

請願文章表を議題といたします。

本定例会までに受理した請願は、お手元に配布しております、請願文章表のとおりであります。

お諮りいたします。

請願第 1 号につきましては、文教経済常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(疑義なしの声)

異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号につきましては、文教経済常任委員会に付託することに、決定しました。

日程第 18

陳情文章表を議題といたします。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配布しております、陳情文章表のとおりであります。

お諮りいたします。

陳情第 1 号につきましては、総務厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(疑義なしの声)

異議なしと認めます。

よって、陳情第 1 号につきましては、総務厚生常任委員会に付託することに、決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

(散会 午後2時47分)